

新たな農業・農村政策が 始まります!!

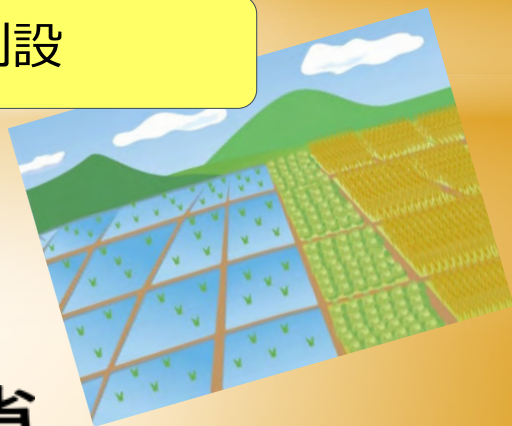


～4つの改革～

- 農地中間管理機構の創設
- 経営所得安定対策の見直し
- 水田フル活用と米政策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設

平成25年12月

農林水産省



目 次

I	4つの改革の考え方	1
II	改革の背景	2
III	改革の概要	3
IV	農地中間管理機構	4
V	経営所得安定対策の見直し	8
VI	水田フル活用と米政策の見直し	12
VII	経営所得安定対策関連の交付金の交付スケジュール	19
VIII	日本型直接支払制度の概要	20
IX	Q&A	27

I 4つの改革の考え方

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革をさらに加速化させていく必要があります。

このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。

具体的には、

- ① 産業政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが不可欠です。

このため、今般、農地中間管理機構の制度化等を行ったところであり、各地において十分に活用していただくよう、各般の対策を講じることとしています。

- ② また、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、ナラシ、ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとしています。

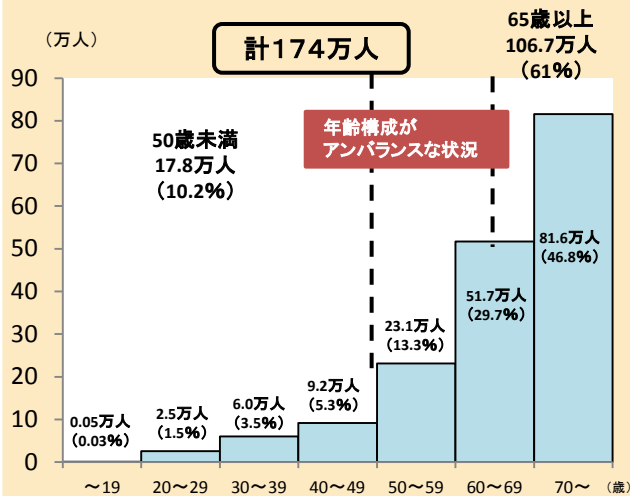
- ③ 加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することとします。その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしました。

- ④ 一方、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払(多面的機能支払)を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。

これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

II 改革の背景

年齢階層別の基幹的農業従事者数(H25)

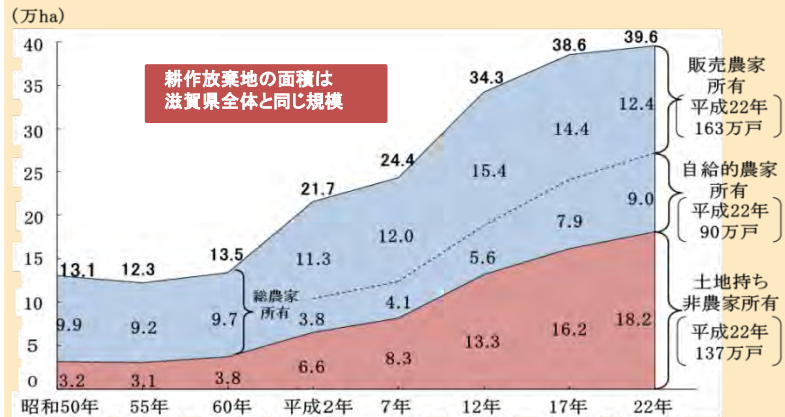


資料:農林水産省「農業構造動態調査(概数)」(組替集計)

定義:「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に農業に従事している者をいう。

- 65歳以上が61%、50歳未満は10%という著しくアンバランスな状況となっています。(H25年)

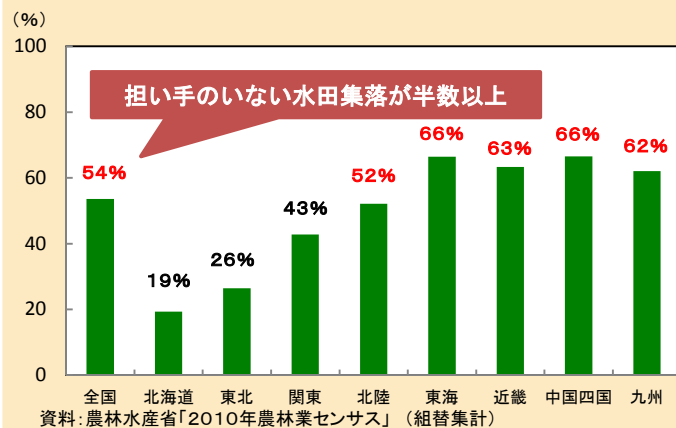
耕作放棄地の動向



資料:農林水産省統計部「農林業センサス」により作成。

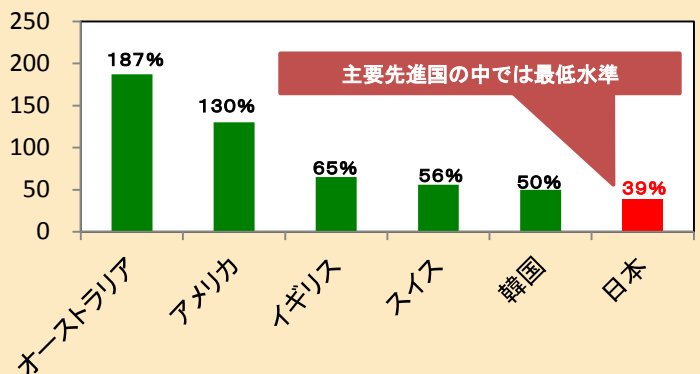
- 耕作放棄地面積は、高齢者のリタイア等に伴い、急激に拡大しています。
- 特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分となっています。
- 相続は農地法の権利移動許可の対象外となっており、今後、耕作放棄地の拡大の可能性が高い状況です。

農業を主とする担い手のいない水田集落



- 全国で担い手がいない水田集落が半数以上を占めており、そういった担い手のいない集落・地域では5～10年後には生産力が急激に落ちることが懸念されています。

主要先進国の自給率



資料:農林水産省「食料需給表」

注:数値は2009年(日本は2012年度)

- 日本の食料自給率は現在39%(カロリーベース)、この数字は主要先進国の中でも最低の水準です。いま私たちが食べている食物の約6割は海外からの輸入に頼っています。

III 改革の概要

〈関連制度(25年度予算)〉

〈制度見直しのポイントと26年度予算案〉

農地中間管理機構

農地中間管理機構関連予算
【H25予算:一円】
【H25補正予算:400億円】

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。

農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。
【H26予算:305億円】

経営所得安定対策の見直し

畑作物の直接支払交付金
(ゲタ)
【H25予算:2,123億円】

26年産は現行どおり実施
(予算措置で、全ての販売農家・
集落営農を対象に実施)
【H26予算:2,093億円】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米・畑作物の収入減少影響
緩和対策(ナラシ)
【H25予算:724億円(H24年産分)】

26年産は現行どおり実施
(別途、ナラシの非加入者に対する収入減少影響緩和対策を実施)
【H26予算:751億円(H25年産分)】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米の直接支払交付金
(1.5万円/10a)
【H25予算:1,613億円】

・26年産米から単価を7,500円/10aに削減
・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)【H26予算:806億円】

米価変動補填交付金
【H25予算:84億円(H24年産分)】

26年産から廃止
【H26予算:200億円(H25年産分)】

水田フル活用と米政策の見直し

水田活用の直接支払交付金
【H25予算:2,517億円
(うち産地資金539億円)】

・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円)
・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充
【H26予算:2,770億円(うち産地交付金804億円)】

米政策

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

日本型直接支払制度の創設

農地・水保全管理支払
【H25予算:282億円】

26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、
27年度から法律に基づく措置として実施する予定

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設

①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設

②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援
【H26予算:483億円】

中山間地域等直接支払
【H25予算:285億円】
環境保全型農業直接支援
【H25予算:26億円】

基本的枠組みを維持しつつ継続

・中山間地域等直接支払【H26予算:285億円】
・環境保全型農業直接支援【H26予算:26億円】

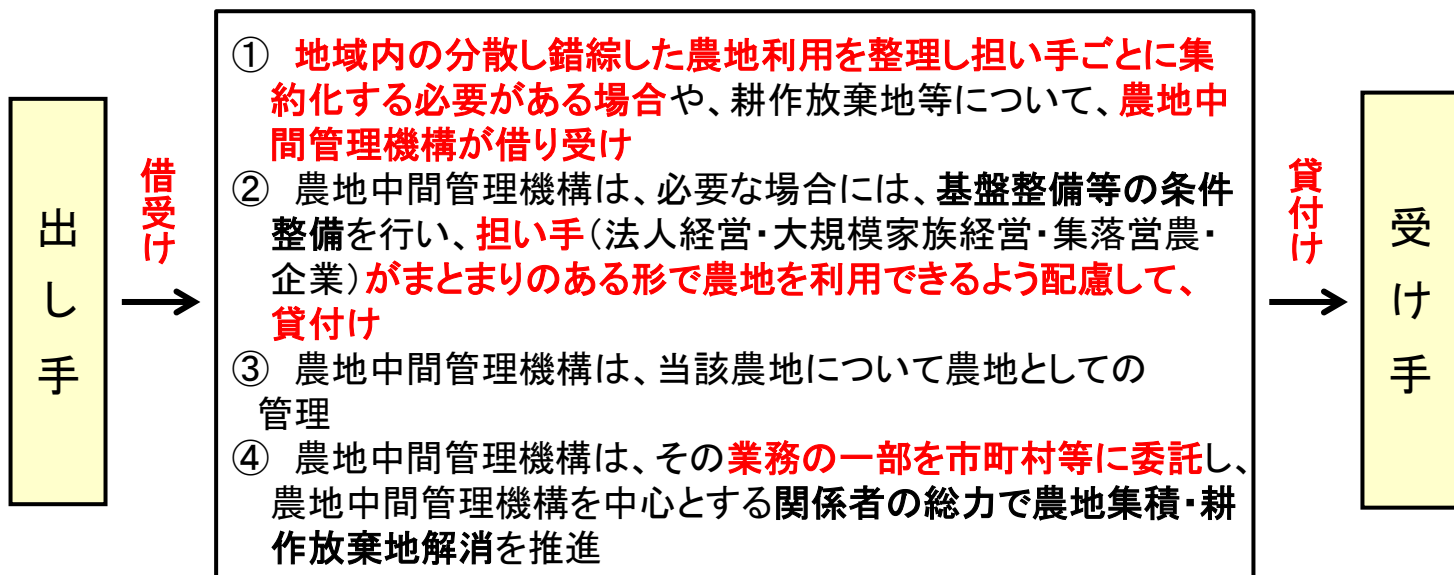
Ⅳ 農地中間管理機構

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を設立します。

1 農地中間管理機構の仕組み

(1) 農地中間管理機構の整備・活用 (法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

農地中間管理機構(都道府県に1つ) (農地集積バンク)



(2) 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公示を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

○ 農地中間管理機構の目的は？

平成24年度から開始した各市町村における「人・農地プラン」の作成プロセス等において、「信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすくなる」との意見を踏まえて整備することとしたのが、今回の農地中間管理機構です。

(例1) 高齢の方々が農業経営からリタイアするときは？

→ リタイアする方は、まず県の第三セクターである機構に貸し付け、機構は担い手ごとの希望も踏まえて利用農地が集約化するように配慮して担い手に転貸することが可能となります。

(例2) 地域の担い手相互間で分散錯綜している利用権を交換したいときは？

→ 利用権の交換を希望する担い手それぞれが、まず機構に利用権を移転し、機構は利用農地が集約化するように配慮して担い手に転貸し、利用権の交換が簡易に行えるようにします。

(例3) 農地を貸し付けたいが、受け手がないときは？

→ 機構が農地を借り入れて適正に管理するとともに、機構は並行して借受希望者の募集等を進め、場合によっては市民農園・新規就農者研修農場等としての活用の可能性を探ることで、早期に農地としての有効活用を図ることが可能となります。

「人・農地プラン」は、農地政策の基礎であり、今後ともその作成と定期的見直しを継続的に推進していきます。

- ・ 地域の農業者の方々や市町村が農地中間管理機構と連携を密にして、このスキームをうまく活用することが重要です。
- ・ 「人・農地プラン」の話し合いの中で、地域でまとまって機構に農地を貸し付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿です。

○ 機構の借受け・貸付けの手順は？

1. 機構は、地域ごとに、定期的に農地の借受希望者の募集を行い、認定農業者や新規参入希望者を含めて、借受希望者の希望内容を的確に把握しておきます。
2. 機構に貸し付けようとする農地が出てきた時点で、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルールに即して、1. の借受希望者と協議を行い、貸付先を決定します。
3. 貸付先決定ルールは機構が作成しますが、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整するとともに、地域農業の発展に資するものとしていくことが基本となります。
4. 機構が貸付先を決定した場合は、一定の地域について農地利用配分計画を作成し、県が認可し、公表することで、権利が移転します。

○ 機構に関する市町村の役割は？

機構は県段階に一つであり、「人・農地プラン」の作成主体でもある市町村と密接に連携をとって対応することが必要不可欠です。

- ・ 機構は市町村に業務委託できます。
- ・ 農地利用配分計画の原案作成も市町村に要請でき、また、それ以外の場合でも市町村に協力を求めます。

○ 機構に関する農業委員会の役割は？

農業委員会は、市町村の独立委員会として、農地に関する業務を行っており、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要であり、各種農地情報を正確に把握している農業委員会の協力は不可欠です。

3 関連予算

機構への農地の出し手に対する支援(機構集積協力金)

【253億円】《全額国庫補助》

1. 地域に対する支援(地域集積協力金)【140億円】

- ① 交付対象者：市町村内の「地域」(集落など)
- ② 交付要件：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
- ③ 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

2割超5割以下	: 2.0万円/10a
5割超8割以下	: 2.8万円/10a
8割超	: 3.6万円/10a

左の単価に機構への貸付面積を乗じた金額を交付(使い方は地域の判断)

2. 個々の出し手に対する支援

(1) 経営転換・リタイアする場合の支援(経営転換協力金)【65億円】

- ① 交付対象者：機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」及び「農地の相続人」
- ② 交付要件：全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること(集落営農組織と特定農作業委託契約を原則10年以上締結した場合も対象)
- ③ 交付単価

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2ha以下	: 50万円/戸
2ha超	: 70万円/戸

(2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援(耕作者集積協力金)【45億円】

- ① 交付対象者：機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- ② 交付要件：交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- ③ 交付単価
2万円/10a

農地中間管理機構の業務に対する支援(農地中間管理機構事業)

【314億円】

農地集積・集約化の基礎業務への支援 《全額国庫補助》

1. 農地台帳・電子地図システムの整備・公表【110億円】
2. 耕作放棄地所有者への意思確認等【28億円】

V 経営所得安定対策の見直し

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

（１）交付対象者

26年産は、予算措置により引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施します。
※ 27年産からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

（２）支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）をその内金として支払います。

（３）数量払

① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

② 交付単価（全国一律）

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。
※営農継続支払を受けた方には、その交付額を控除して支払います。

（４）営農継続支払

① 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産面積

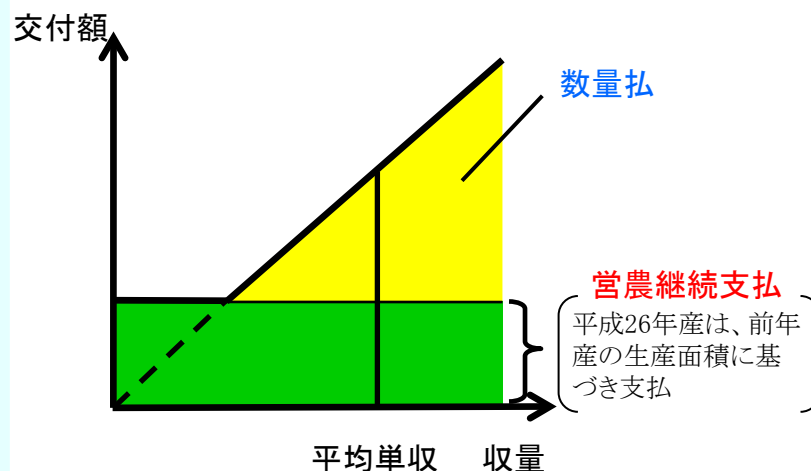
26年産は、従前どおり前年産の生産面積（前年産の生産数量を都道府県別の前年産の実単収で割り戻した面積）に基づき支払います。

27年産からは、当年産の作付面積に基づき支払う予定です。

② 交付単価

2.0万円 / 10a
(そばについては1.3万円/10a)

数量払と面積払（営農継続支払）の関係



数量払の交付単価

麦、大豆等の畑作物については、地域間、農業者間の品質の格差が大きいため、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。
※ そばについて、26年産は未検査品を、27年産は規格外品を支援の対象から外します。

小麦

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
小麦	6,410円	5,910円	5,760円	5,700円	5,250円	4,750円	4,600円	4,540円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

※ パン・中華麺用品種については、上記の単価に 2,550円/60kgを加算。

大麦・はだか麦

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1 等				2 等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg当たり)	5,190円	4,770円	4,650円	4,600円	4,330円	3,910円	3,780円	3,730円
六条大麦 (50kg当たり)	5,860円	5,440円	5,310円	5,260円	4,830円	4,410円	4,290円	4,240円
はだか麦 (60kg当たり)	7,650円	7,150円	7,000円	6,910円	6,080円	5,580円	5,430円	5,350円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分。A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

大豆

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等
普通大豆	12,520円	11,830円	11,150円
特定加工用大豆	10,470円		

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

てん菜

(円/t)

品質区分 (糖度)	← (+0.1度ごと)	16.3度	→ (▲0.1度ごと)
てん菜	+62円	7,260円	▲62円

糖度：てん菜の重量に対するショ糖の含有量

でん粉原料用ばれいしょ

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	← (+0.1%ごと)	19.5%	→ (▲0.1%ごと)
でん粉原料用 ばれいしょ	+64円	12,840円	▲64円

でん粉含有率：ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量

そば

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1 等	2 等	3 等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

注：27年産からは規格外について支援の対象から除外

なたね

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ ナナシキブ キラリボシ	その他の品種
なたね	9,850円	9,110円

再生利用交付金

※ 耕作放棄地を解消して麦、大豆、そば、なたねを作付けする場合に、作付面積に応じた交付金を最長5年分交付する再生利用交付金については、26年度限りで廃止とし、残期間分は26年度に一括交付します。